旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一六〇号　昭和四十六年五月二十五日

㈡　商号　株式会社ラフォーレＴ＆Ｓ

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ラフォーレＴ＆Ｓ　東京都港区虎ノ門五丁目三番二号　代表清算人　田中　良二

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都港区虎ノ門五丁目三番二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月二日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年四月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第六七九号　昭和五十九年十一月五日

㈡　商号　横浜シティ・ヨア・ターミナル株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　横浜シティ・ヨア・ターミナル株式会社　横浜市西区高島二丁目一九番一二号　代表取締役　寺澤　成介

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　旅行営業所　横浜市西区高島二丁目一九番一二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月六日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年四月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年 4 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社シンフォコム　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6401号　④株式会社シンフォコム　東京都江東区亀戸四丁目18番１号　代表取締役　竹本一生　⑤東京本社　東京都江東区亀戸四丁目18番１号高森ビル２階　⑥平成22年４月６日　⑧平成23年３月23日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区亀戸四丁目18番１号　株式会社シンフォコム　代表取締役　竹本一生

Ｂ　①株式会社メッツリゾーツ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6090号　④株式会社メッツリゾーツ　東京都豊島区南大塚二丁目45番８号　代表取締役　鐵重信男　⑤本社営業所　東京都豊島区南大塚二丁目45番８号ニッセイ大塚駅前ビル７Ｆ　⑥平成20年９月９日　⑧平成23年３月25日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南大塚二丁目45番８号　株式会社メッツリゾーツ　代表取締役　鐵重信男

Ｂ　①株式会社四季倶楽部リンクス　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－884号　④株式会社四季倶楽部リンクス　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号　代表取締役　山中直樹　⑤本社営業所　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号　⑥平成18年９月７日　⑧平成22年６月７日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号　株式会社四季倶楽部リンクス　代表取締役　山中直樹

Ｂ　①株式会社コスモインターナショナル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1744号　④株式会社コスモインターナショナル　大阪市西区北堀江１丁目６番５号　代表取締役　藤崎順子　⑤本社営業所　大阪市西区北堀江１丁目６番５号　⑥平成８年４月25日　⑧平成23年３月28日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区北堀江１丁目６番５号　株式会社コスモインターナショナル　代表取締役　藤崎順子

Ｂ　①藍天ジャパン株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2102号　④藍天ジャパン株式会社　大阪市西区京町堀一丁目４番16号　代表取締役　余音　⑤本社営業所　大阪市西区京町堀一丁目４番16号　⑥平成13年１月11日　⑧平成23年１月11日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区京町堀一丁目４番16号　藍天ジャパン株式会社　代表取締役　余音